

## 平成31年度奨学金返還支援事業周知業務委託仕様書

### 1 委託業務名

平成31年度奨学金返還支援事業周知業務

### 2 目的

大学生及びその保護者を対象とした奨学金返還支援事業並びに支援企業の周知イベント等の実施を通じて、奨学金返還の支援対象者等の確保を図るとともに、県内企業等への理解を深めることを目的とする。

### 3 委託期間

契約締結の日から平成32年3月31日まで

### 4 業務内容

#### (1) 周知イベント実施運営

奨学金返還支援企業等と、県内外の学生等で本県において就職する可能性を有する人材及びその保護者との交流イベント（以下「イベント」という。）の企画・運営、参加企業及び来場者の募集並びにこれらに係る業務全般について総合的に行う。

##### ① 開催場所・回数

半日程度のイベント（準備及び撤収時間を除く。）を宮崎市で1回開催する。

##### ② 開催時期

平成31年8月に1回開催するものとし、県と協議の上、決定する。

##### ③ 対象者

ア 来場者：県内外の大学、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程の学生（既卒者を含む。）及びその保護者

イ 参加企業：「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」に係る支援企業として認定された企業等

##### ④ 会場

来場者100人以上を収容できる会場とし、県と協議の上、決定する。

##### ⑤ イベントの企画

参加企業の魅力や奨学金返還支援事業をPRするとともに、来場者に本県での就職を意識させるようなイベントを企画すること。

イベントについては次の内容を想定しているが、独自の提案を妨げるものではない。

「学生等と奨学金返還支援企業の交流イベント」

- ・ 参加企業の説明ブース設置等による来場者と参加企業の交流（40社程度）
- ・ 参加企業と学生等の個別面談ブース設置
- ・ 就職支援セミナー等の実施

（例）

- ・ 最新の就職活動状況や就職活動で企業を選ぶポイント
- ・ 県内就職と県外就職の比較（通勤時間、物価等を含む。）
- ・ 成長期待企業や奨学金返還支援企業の紹介 等

⑥ イベント周知のための広告・宣伝

県内外からの来場者を確保するため、紙媒体、メディア、インターネット、SNS等を効果的に活用し、幅広く周知すること。

⑦ イベントの運営

会場設営、受付、司会、プログラム等の資料作成・配付及び調整業務を円滑に行うため、スタッフを少なくとも3人以上確保すること。

また、参加企業の説明ブース設置等により来場者との交流を行う場合は、複数の参加企業ブース等に誘導するためのコーディネーターを配置する等により、特定の企業に来場者が集中しないようにすること。

⑧ アンケートの実施

来場者及び参加企業にアンケートを実施し、結果を集計すること。

また、イベント参加企業に対して、イベントへの参加と実際の採用活動の関連性等に関するアンケートを別途実施し、結果を集計すること。

なお、アンケートの内容については、県と協議の上、決定する。

(2) 広報事業

「奨学金返還支援事業」について、次のとおり、周知に係る配布物の作成等を行う。

なお、作成した配布物の電子データを併せて納品すること。

① 平成31年度奨学金返還支援企業周知パンフレット作成

平成31年度奨学金返還支援企業（82社）をPRするパンフレット（日本工業規格A4版フルカラー、8ページ程度、3,000部）を作成すること。パンフレットの内容については、県が作成済みのパンフレット（別紙参照）を参考に作成するものとするが、文章のみによる説明ではなく、イラスト、写真等を用い、若者に興味を持たせるような構成とすること。（納期限：平成31年7月末まで）

② 平成32年度奨学金返還支援企業周知パンフレット作成

平成31年度に認定する平成32年度奨学金返還支援企業をPRするパンフレット（日本工業規格A4版フルカラー、8ページ程度、3,500部）を作成すること。パンフレットの内容については、県が作成するパンフレットを参考に作成するものとするが、文章のみによる説明ではなく、イラスト

ト、写真等を用い、若者に興味を持たせるような構成とすること。（納期限：平成32年3月末まで）

## 5 その他の要件

### (1) 企画提案書作成上の留意事項

①提案書は日本語で作成すること。

②事業費の積算は、4（1）及び（2）の区分ごとに行い、それぞれの経費を明示すること。

## 6 委託料に計上できない経費

5万円以上の機械・器具等の備品購入費、租税公課（消費税及び地方消費税は除く。）、来場者及び参加企業への旅費・謝金等、諸経費等の支出内容が明らかでない経費

## 7 委託業務終了後の報告について

委託業務を完了したときは、業務委託契約書第9条第1項の規定に基づき、直ちに成果品、業務の成果に関する報告書、委託業務実績報告書及び収支精算書を作成し、県にこれらを各2部及びその電子データを提出すること。

## 8 その他

成果品の著作権は、宮崎県に帰属する。成果品の第三者への提供や内容の転載については、宮崎県の承諾を必要とする。